

「(仮称) 湯沢市防災士の会」の設立にかかる 第1回打合わせ

日 時：令和3年1月18日(月)

午後6時30分

場 所：本庁舎 2階 会議室25・26

次 第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 自己紹介
4. 市内在住の防災士による組織設立にかかる意見書および活動に関するアンケート集計結果について
5. 講 話：「防災士って何ができるの？」
6. 「(仮称) 湯沢市防災士の会」の発足について
7. 今後の活動について
8. 意見交換
9. そ の 他

「(仮称)湯沢市防災士の会」 第1回打ち合わせ

令和3年1月18日

本日の予定

- 1 自己紹介
- 2 アンケート結果について
- 3 防災士とは
「防災士って何ができるの？」
- 4 会の発足について
- 5 今後の活動について
- 6 意見交換

自 己 紹 介

2

アンケート結果について

3

防災士とは

「防災士って何ができるの？」

4

防災士は「防災のプロ」ではない

- ❖ 「防災士」は、**民間人の防災リーダーを養成する目的**で創設
- ❖ この制度が発足したきっかけ：**1995年1月に起きた阪神・淡路大震災**後に発足
その後、**防災問題研究所、防災情報機構**が発足し、**2002年に日本防災士機構が内閣府に認証**

- ❖ 防災士は、あくまで**民間資格** ⇨ 国家資格のような権利（権限）や義務、責任はなし

災害現場で**自分の意思で行うボランティア活動**

- ❖ 防災士資格取得の過程で**学習する内容** ⇨ **防災に関する基礎知識**

「防災に対する高い意識と知識・技能を持っている」と見なされやすい

5

防災士は役に立つ資格なのか？

日本防災士機構が定める民間検定（資格） ⇨ お金さえ払って講習会を受ければ誰でも合格できる民間資格

法的根拠に基づく資格ではない

地域のボランティア活動に限定

あくまでも災害時のボランティアのための知識や考え方が身につく

防災士の資格を取らなくても防災知識は身に付けることは可能

- ❖ 個人的に趣味の範囲で防災の知識を身につけるのが目的
- ❖ 習得する知識は防災に関する基本的な内容

職場や地域等で防災・減災と社会の防災力向上のための活動を行える機会があります

防災に関する意識の向上のためには、良好なきっかけ作りになる

6

資格を役立たせるには

❖ 防災士に期待されること

⇨ 自分の身は自分で守ること

❖ 平常時の活動について

- ⇨ 「自助」という理念のもと家の耐震補強、家具の固定、備蓄といった備えを推進
- ⇨ 防災講演会、防災訓練、避難所訓練、自主防災組織や消防団の活動への積極的参加

❖ 災害時の活動について

⇨ 避難誘導、初期消火活動、そして救出・救助活動

自治体が養成した防災士が担っている役割

- ❖ 自主防災組織の活性化
- ❖ 防災訓練を主体的に実施
- ❖ 公民館や学校施設での防災講演、指導
- ❖ 学校防災アドバイザーとしての活動
- ❖ 発災後の対応の中心的役割

7

防災士とは

民間人の防災リーダーを養成する目的で、2002年NPO法人日本防災士機構が内閣府に認証され創設
⇒ 1995年1月 阪神淡路大震災を機に、防災問題研究所、防災情報機構、その後日本防災士機構が設立

防災士

- 民間検定であり、法的根拠に基づく資格ではない
- 災害現場での権限、義務及び責任もなし

➢ 活動は自分の意志で行う
ボランティアに限定される

防災士の理念

- 自分の身は自分で守る ⇒ **家族を守る**

平時の活動

- 友人・知人に広め、地域・職場での防災啓蒙活動を実施
⇒ **まず自ら動き、周囲を動かす**
- リーダーシップのもと、防災講演会、防災訓練、避難所訓練を行い、自主防災組織や消防団の活動にも積極的に参加

災害時の活動

- その場その場で自分自身を守り、避難誘導、初期消火、そして救出・救助の活動を行っていく

8

日本防災士会とは

1 日本防災士会の誕生とNPO法人化

防災士の資格を得て地域や組織の場で活動を始めた人達に対して、その知識・技能の向上および活動を支援することは、社会に幅広く貢献していくために不可欠なことです。また、防災士一人ひとりではその働きに限界がありますが、防災士相互の協力関係を強くすることで、より大きな地域貢献も可能となります。

以上のような考えから、防災士の有志が集まり、2004年秋に「日本防災士会」が誕生し、平成22年11月には特定非営利活動法人（NPO法人）として認証されました。

2 日本防災士会会員の活動理念

日本防災士会では、会員一人ひとりがどのような意識と方向性をもって活動すべきか、また日ごろから、どのような内実をもった知識・技能の向上を図るべきか、を明示するために「日本防災士会会員の活動理念」を以下のとおり定めています。

第1 日本防災士会会員（以下「会員」という）は、地域防災力の向上に努め、防災協働社会の実現に寄与することを活動の基本理念とする。

第2 会員は、地域の防災活動に参画し、災害の事前対策、応急対策（復旧・復興活動を含む）等、地域の防災活動計画の策定・実施に関し、指導的役割を果たすものとする。

そのために、次の事項に積極的に取り組むものとする。

- 1 会員相互のネットワークを構築し、協力関係を確立すること。
- 2 地域防災活動のリーダーにふさわしい防災知識・技能の研さんに努めること。
- 3 自治体との緊密な連携を図ること。

9

➤ 日本防災士会

日本防災士会は、防災士の資格を有する有志で構成された特定非営利活動法人(NPO法人)です。
現在の会員数は9,094名(令和2年3月末日現在)です。(認証登録者数:200,022名)
各地で会員が連携して日本防災士会の「支部」を結成し、地域貢献活動を進めています。

➤ 日本防災士会の組織

日本防災士会は正会員と賛助会員によって組織され、正会員は日本防災士会および支部に所属する
日本防災士会の正会員は、この法人の趣旨・活動目的に賛同し、入会した個人(防災士または防災士と同等以上の
防災知識・技能・経験を有する実務経験者、学識経験者)。
賛助会員(この法人の趣旨・活動目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び法人、団体)については特
定の知識・技能・経験は問いません。

➤ 日本防災士会の支部

正会員は、都道府県ごとに正会員20名以上をもって支部設置を申請できる
日本防災士会には、現在全国に55の支部があります。また、8の支部連絡協議会があります。
[支部連絡協議会]
北海道・東北支部連絡協議会(北海道支部、青森県支部、岩手県支部、宮城県支部、秋田県支部、山形県支部、
福島県支部)

10

1 防災士とは

“自助” “共助” “協働” を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人です。

2 基本的理念

自助 「自分の命は自分で守る。」

自分の安全は自分で守るのが防災の基本です。災害時に命を失ったり、大けがをしてしまったら家族や隣人を助けたり、防災士としての活動をすることもできません。まず、自分の身を守るために日頃から身の回りの備えを行い、防災・減災に関する知識と技術を習得し、絶えずスキルアップに努めます。

共助 「地域・職場で助け合い、被害拡大を防ぐ。」

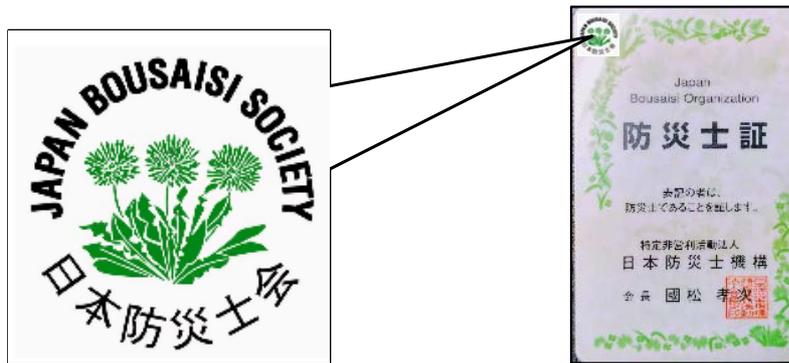
災害の規模が大きければ大きいほど、消防、警察などの公的な救護活動が十分に機能するまでは、一定の時間がかかります。そこで発災直後における初期消火、避難誘導、避難所開設などを住民自身で行うために、地域や職場の人たちと協力して、災害への備えや防災訓練を進めます。防災士は、そのための声かけ役となり、リーダーシップを発揮します。

協働 「市民、企業、自治体、防災機関等が協力して活動する。」

日頃から、行政をはじめ防災・減災に関わる多様な機関、団体、NPOなどと密接に連携し、防災訓練等の活動を通じて、お互いに顔の見える関係を作り上げ、「災害に強いまちづくり」をすすめます。
また、大規模災害が発生した際には、それぞれが可能な範囲で被災地救援・支援活動に取り組みます。

11

防災士証・認証状の紋様(デザイン)について



我が家の庭先や、公園、堤防、原野など、日本の原風景の中のいたる所に見受けられる馴染み深い草花(野あざみ、レンゲ草、やつで、アキノエノコグサ、しだ、たんぽぽ、クローバー、なずなの8種類)をモチーフに構成されておりこの草花たちは、風にも雨にも日照にあっても強靱な生命力をもってその場に根付き、常に変わらぬ緑の姿で子供たちにも、お年寄りにも親しまれてきました。

この力強い存在感こそ、まさに、防災士がいざという時に備えて身近に多数存在し、地域の安全と、家族や職場の安心に貢献している姿と重ね合わせています。

なお、防災士証及び防災士認証状左上の草葉の中につけている3つの花房は、防災士が身につけている「知識」、「技能」、「志気」をあらわして、咲かせたものです。

12

都道府県別 防災士認証登録者数

2020年11月末現在

都道府県	防災士数	都道府県	防災士数	都道府県	防災士数	都道府県	防災士数	都道府県	防災士数
北海道	3,819	埼玉県	6,618	岐阜県	6,818	鳥取県	1,120	佐賀県	1,386
青森県	2,555	千葉県	6,005	静岡県	4,236	島根県	1,025	長崎県	1,796
岩手県	2,641	東京都	16,409	愛知県	6,699	岡山県	3,057	熊本県	3,012
宮城県	5,345	神奈川県	6,570	三重県	2,444	広島県	4,514	大分県	11,372
秋田県	1,265	山梨県	1,430	滋賀県	2,469	山口県	2,290	宮崎県	5,380
山形県	1,652	長野県	2,822	京都府	1,449	徳島県	3,941	鹿児島県	1,495
福島県	2,728	新潟県	4,671	大阪府	7,639	香川県	2,785	沖縄県	881
茨城県	4,571	富山県	1,676	兵庫県	6,769	愛媛県	15,219	外国	3
栃木県	3,580	石川県	6,792	奈良県	3,366	高知県	4,529		
群馬県	1,896	福井県	3,446	和歌山県	2,395	福岡県	5,442	合計	200,022

13

会の発足について

14

湯沢市防災士の会規約(案)

(名 称)

第1条 本会は「湯沢市防災士の会」（以下、「本会」という。）と称する。

(会員資格)

第2条 本会は、目的に賛同する湯沢市在住又は湯沢市内に勤務する者で防災士資格を有する有志によって構成する。

2 防災士以外の防災有志者についても、役員会の承認により加入することができる。

(目 的)

第3条 本会は、「自助」「共助」「協働」の原則のもと、会員のネットワークを構築し、防災士としての活動とスキル向上を支援することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 防災士としての活動と防災・減災のスキル向上に資する活動に関する事。
- (2) 防災士活動の広報・啓発に関する事。
- (3) 会員相互の交流に資する活動に関する事。
- (4) 市内自主防災組織との連携に関する事。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動実施に関する事。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、湯沢市総務部総務課総合防災室に置く。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。役員は会員のうちから選任する。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 幹事若干名
- (4) 事務局長1名

15

- 2 本会に上記以外の役員、顧問を理事会の承認によりおくことができる。
- 3 役員等の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 会長は、総会において選任する。
- 5 副会長、幹事及び事務局長は、幹事会において選任する。
- 6 会長は、本会を代表して会務を総括し、総会、幹事会を招集するとともに会議を主宰する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには職務を代行する。
- 8 幹事は、本会の事業全般について監査を行い、総会に報告する。なお、すべての会議に出席することができるものとする。

(会 議)

第7条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 幹事会

- 2 総会は、年1回以上開催し、役員及び事業計画の決定、事業成果報告の承認を行う。
- 3 総会は会員（委任状によるものを含む。）の過半数の出席により成立するものとする。
- 4 総会の議決は、出席した会員（委任状によるものを含む。）の過半数の賛成によるものとする。
- 5 幹事会は、会長が招集し、会務全般について協議し、必要な事項の執行にあたる。

(会 計)

第8条 本会の会費は、無料とする。

(会則の改正)

第9条 本会則は、幹事会を経て、かつ、総会の承認により改正することができる。

附 則

この規約は、令和3年 月 日から施行する。

今後の活動について

今後の活動について

年	令和3												令和4			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
全 般	打合せ会	会設立						秋田県総合防災訓練								
総 会 役 員 会	設立総会		幹事会	-----												総会
研 修 会		マイタイムライン講習会 (国交省)	#1研修会	#2研修会	#3研修会	#4研修会	#5研修会	#6研修会	#7研修会	#8研修会	#9研修会	#10研修会	#11研修会	#12研修会	#13研修会	#14研修会
防災訓練等						水防訓練		秋田県総合防災訓練			湯沢市大規模震災等対応図上訓練					

18

令和3年度研修実施要領(案)について

	時 期	研 修 内 容	場 所	講 師 等
第1回研修会	4月 日() 時～時 (2h)	・ 防災リーダー必要性・役割 ・ 湯沢市の災害について	市役所	防災監
第2回研修会	5月 日() 時～時 (2h)	・ 防災講話 ・ 消防署及び消防・救急車搭載機器の見学	消防署	消防職員
第3回研修会	5月 日() 時～時 (2h)	・ 地震災害の対応について ・ 風水害の対応について	市役所	防災監
第4回研修会	6月6日(日) 8時～12時 (4h)	・ 水防訓練、ロープワーク	湯沢市 角間地域	防災監
第5回研修会	6月 日() 9時～16時 (6h)	・ 上級救命講習	消防署	消防職員
第6回研修会	7月 日() 9時～16時 (6h)	・ 防災センター研修	由利本荘市	センター職員
第7回研修会	8月 日() 時～時 (2h)	・ 各種災害の避難の仕方 ・ 避難所の開設・運営	市役所	防災監
第8回研修会	8月 29日(日) 9時～12時 (3h)	・ 県総合防災訓練	市内	防災監
第9回研修会	9月 日() 時～時 (3h)	・ 避難所の開設・運営訓練 ・ 炊き出し訓練	文化交流セン ター	防災監
第10回研修会	10月 日() 8時半～12時 (4h)	・ 湯沢市大規模震災等対応図上訓練	市役所	防災監
第11回研修会	11月 日() 時～時 (3h)	・ 災害ボランティアセンターについて ・ 防災マップの活用について	市役所	社協職員 防災監
第12回研修会	12月 日() 時～時 (2h)	・ 未 定		
第13回研修会	1月 日() 時～時 (2～3h)	・ 避難所対応訓練(HUG)	市役所	職員
第14回研修会	2月 日() 時～時 (2h)	・ 未 定		

19

防災士として育成するための必要な研修科目

座学

- ◆ 防災リーダーの必要性・役割
- ◆ 地震災害の対応について
- ◆ 各種災害における避難の仕方
- ◆ 災害ボランティアセンターについて
- ◆ コロナ禍における避難及び避難所の開設・運営
- ◆ 湯沢市の災害について
- ◆ 風水害の対応について
- ◆ 避難所の開設・運営
- ◆ 防災マップの活用について
- ◆ 湯沢市地域防災計画について

実技・研修

- ◆ 上級救命講習
- ◆ 消防署及び消防・救急車搭載機器の見学
- ◆ ロープワーク
- ◆ 防災センター研修
- ◆ 消防署研修
- ◆ 避難所対応訓練(HUG)
- ◆ 避難所の開設・運営訓練
- ◆ 炊き出し訓練
- ◆ 被災地研修
- ◆ 自衛隊研修

体験学習

- ◆ 秋田県総合防災訓練
- ◆ 湯沢市雄勝郡水防訓練
- ◆ 湯沢市大規模震災等対応図上訓練
- ◆ 各地域の防災訓練(自主防災組織・町内会等計画)

20

意見交換